

二、幼稚園、保育所の先生はもっと小学校のことを研究する。

三、幼稚園、保育所教育と小学校低学年教育は手を結ばねばならない。

四、幼小一貫するには

⑩制度上の問題として幼稚園、保育所に通園することを義務制と

する。

⑪文部省と厚生省の妥協。

⑫もし⑩⑪の方法が出来ないならば、指導行政の面だけでも一本化する。

例えば、幼年教育研究会、幼小一貫連絡会、その他のものをもつ。

## シンボジウム〔B〕

### 各国の保育者養成制度をめぐって

教育においても保育においても、組織、教育計画、教育方法などがいかに立派であっても、これを運営する人そのものを得なければ絶対に効果をあげることは出来ない。

終戦後、わが国の保育事業が盛んになったと人はいうが、なるほど幼稚園、保育所の数は増加し、入園する児童の数も著しく増加してきたがその内容保育者の質の問題を考えると寒心に絶えないものがある。わが国の養成制度の発展向上のためには、各国の制度を検討し、わが国の制度と比較研究しなければならない。

アメリカ養成制度における五つの特色について次に説明を加える

第一 幼稚園、小学校低学年を一本に含めた養成制度について説明する。例えばシカゴ教育大学においては、幼稚園小学校低学年コースと中学校高学年コースに分かれている。またウィスコンシン州立大学においては、幼稚園と低学年コースと低中コースと高学年コースに分かれている。またある大学においては、低コース（幼年教育）と高コースに分かれている。

この制度は、一九〇〇年から一九四〇年の四〇年間に展開された幼稚園拡張運動が支えになっている。児童を持ち上り一年生を教える。すなわち幼稚園を延長し小学校へ拡張したような点、幼稚園と低学年を一本にまとめた思想、そして低学年の発育にふさわしい教育内容をおこなう。このように、下から上にばかりのびたのではないし四才あるいは二才ないし五才の子どもを保育するようになつ

徳島大学 村井道明

てある。

それではこのようなことがなぜかなうか。その根拠についてのべよう。

(一) 教育科学的根拠が出来た。

② 制度的基盤に支えられた。幼稚園教育機関が早く公立化された

(二) 八七三年に成されている。

(三) 学校関係の一部として早く認められている。

(四) 八九一年に認められている。

(五) 養成機関の協力があった。すなわち現場教師が団結している。一

八九二年に国際幼稚園連合がつくられ一九三〇年には、保育所、

幼稚園、小学校低学年の先生で幼年教育協会がつくられた。

第二 教育内容について、簡単に述べると、低学年にはさわしい

教育内容をもり込んでいる。幼児教育学、幼児文学、保育理論、教

育学、教育実習などが充実している。

第三 教育内容をいかに学生に与えていくかと云えば、理論と実

際が統合化されている。教育実践に直結している。教育実習は一年

間に四度おこない、四才児に九週間、五才児に九週間、一年生に九

週間、二年生に九週間と、それぞれ九週間ずつ発達段階に応じて実

習をおこなっている。

第四 養成機関と付属における関係、付属と大学における関係は

きわめて緊密である。

第五 の現職教育の問題については大学において活発におこなわれている。

×      ×      ×      ×

## わが国における保母養成問題

名古屋市立保育短期大学 遠藤邦三

保育所が本格的に認められたのは、昭和三十二年児童福祉法制定後のことであり、保母養成も児童福祉法制定以後の問題である。今日この養成施設として左のものがある。

(一) 都道府県立保育専門学校(厚生省中心)二十九校(現在出来つてある所もある。)

(二) 私立短期大学の児童科、保育科、三十一校

(三) 科目を免除して実習のみの学校が六校で(一)にみられる二十九校

は、都道府県数に比べると全く少ない数なのである。

児童福祉法三十五条には「児童福祉施設の職員の養成施設を付置する」とが出来る」とあり、ここに保母養成施設の法的根拠の弱さがある。

故に今後は「各都道府県は保母養成施設を付置せねばならぬ」とすべきである。

現在保育所の数は最近の統計によると、九七〇〇、保母の人数はそれに対し、二八〇〇〇人、そのうち養成施設の卒業者は、七ないし八〇〇〇人に足りない有様である。後の二万人は、保母試験で資格を取った人でまことに合わせてるのである。

幼児期にいたるほどその教育は重要である、と云いながら、これでは「日暮れて尚道遠し」である。

次に保母資格試験についてのべると、資格試験は、三、四日間八

科目の講義をおこない、その後日の質問などを行なう、成績の